第３次熊谷市総合振興計画策定支援業務委託仕様書

１　業務名

第３次熊谷市総合振興計画策定支援業務委託

２　業務目的

本市では、市政運営の最上位計画である第２次熊谷市総合振興計画（以下「現行計画」という。）が令和９年度で計画期間満了となることから、令和１０年度から１０年間を計画期間とする第３次熊谷市総合振興計画（以下「次期計画」という。）を策定する。

次期計画の策定に当たっては、現行計画における取組の検証結果を踏まえるとともに、本市を取り巻く様々な社会経済情勢の変化や本市が抱える課題等に的確に対応しつつ、市民参加の取組も取り入れながら策定する。効率的に策定作業を進めるため、データの収集や多様かつ高度な分析等が必要であり、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者に策定支援業務を委託するものである。

３　委託期間

契約締結日から令和１０年３月３１日まで

債務負担行為に基づく複数年（令和８年度から令和９年度までの２か年）の継続業務である。

※参考

・基本構想の計画期間　　令和１０年度から令和１９年度の１０年間

・前期基本計画の計画期間　令和１０年度から令和１４年度の５年間

４　策定期間

令和８年度から令和９年度までの２年間で、令和９年１２月市議会定例会への基本構想の議案提出を目指したスケジュールにより策定し、令和１０年度から次期計画に基づいた事業実施を図る。

５　業務内容

次期計画の策定作業を効率的に進めるため、おおむね次の業務を行うものとする。なお、業務内容は次期計画の策定に必要と思われる事項を示したものであり、プロポーザルの実施において決定した受注者の企画提案又は熊谷市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）等の結果により、内容の変更又は追加を求める場合がある。

⑴　計画準備

本業務の目的を十分に把握し、合理的かつ能率的な工程別の作業実施計画を立案するものとする。また、本業務の遂行に必要となる事項について発

注者と調整を図り、適切な作業実施計画を作成する。

⑵　市民意識調査の実施、分析及び報告書の作成

市民の意向を調査するため、無作為に抽出した満１８歳以上の３，０００人を対象にアンケートを実施する。

ア　アンケート調査票の設問設定

イ　アンケート調査票の印刷

ウ　アンケート調査票の封入、宛名ラベルの貼付、発送

エ　アンケート結果の回収、データ入力

オ　アンケート結果の集計

カ　調査報告書の作成

⑶　高校生アンケートの実施、分析及び報告書の作成

本市の将来を担う高校生の意向、生活実態、高校生自身が抱いている希望等を調査するため、市内在住の高校生を対象にアンケートを実施する。

ア　アンケート調査票の設問設定

イ　アンケート結果の集計

ウ　調査報告書の作成

⑷　こどもを対象としたアンケートの実施、分析及び報告書の作成

市内に在住する小学校就学児から１５歳年度末までのこどもを対象として、生活実態やこども自身が抱いている希望・意向等を調査するため、市内在住のこどもを対象にアンケート調査を実施する。

ア　アンケート調査票の設問設定

イ　アンケート調査票の作成及び印刷

ウ　アンケート調査票の封入、宛名ラベルの添付、発送

エ　アンケート調査票の回収、データ入力

オ　アンケート結果の集計・分析及び量の見込みの算出

⑸　ワークショップの実施

市民が有する多様な意見や行政ニーズ、本市の在るべき将来像を直接聴取する機会を確保するため、ワークショップを複数回実施するとともに、当該ワークショップで提案された意見の取りまとめを行う。

（留意事項）

ア　参加者は２０人程度／回とすること。

イ　ワークショップの実施に当たっては、企画、参加者の募集、運営（進行、説明、ファシリテーターの配置）、資料・議事録作成を行い、当該実施等に係る費用については、受託者が負担するものとする。

⑹　市民意向の把握方法に対する提案

市民協働のまちづくりを今まで以上に推進し、特に今後の本市を支える若い世代の市民の意見を幅広く取り入れるため、策定過程における⑵の市民意識調査、⑶の高校生アンケート、 ⑷のこどもを対象としたアンケート、⑸のワークショップ以外の方法として、市民意見の聴取手法の提案及び実

施並びにそれに関わる資料作成等の運営支援を行う。

⑺　中間報告書の作成

アンケートや市民意向把握結果、各会議での意見を踏まえて中間報告書を作成する。

ア　納期　令和９年３月３１日まで

イ　納品物及び数量

中間報告書：５０部及び電子媒体（(修正可能な電子データ及びＰＤＦデータ、電子記録媒体に保存)）一式

中間報告書の作成に当たり、前計画での施策評価手法の検討及び施策評価の実施・取りまとめを行う。

⑻　会議等運営支援

各会議の開催に際して、会議資料の作成、必要な提案、助言、議事録作成などの運営支援を行う。

ア　熊谷市総合振興計画審議会（委員１５名、３回程度開催）

審議会の運営の支援を行う。

（ア）会議運営に係る提案

（イ）会議資料の作成、会議への出席・説明等、会議録の作成

※　審議会の構成は外部有識者とし、主に次期計画の諮問答申に係る審議について契約期間を通じて３回程度開催することを想定している。

会議への出席・説明等については、特に必要となる場合に限ることとし、別途協議により定めることとする。

イ　熊谷市総合戦略有識者会議（委員２０名、２回程度開催）

有識者会議の運営の支援を行う。

（ア）会議運営に係る提案

（イ）会議資料の作成、会議への出席・説明等、会議録の作成

※　有識者会議の構成は外部有識者とし、主に次期計画の骨子案の作成について契約期間を通じて２回程度開催することを想定している。

会議への出席・説明等については、特に必要となる場合に限ることとし、別途協議により定めることとする。

ウ　熊谷市総合振興計画策定委員会（委員２１名、６回程度開催）

策定委員会の会議運営の支援を行う。

（ア）会議運営に係る提案

（イ）会議資料の作成、会議への出席・説明等、会議録の作成

※　策定委員会の構成は副市長及び部長級職員とし、主に審議会における審議事項や市議会提案事項等の審議を６回程度開催することを想定している。会議への出席・説明等については、特に必要となる場合に限ることとし、別途協議により定めることとする。

エ　熊谷市総合振興計画策定委員会専門部会

（１２部会のほか、横断的専門部会２部会、各４回程度開催）

横断的専門部会（土地利用計画部会・行財政計画部会）及び各専門部会の会議運営の支援を行う。

（ア）会議運営に係る提案

（イ）会議資料の作成、会議への出席・説明等、会議録の作成

※　専門部会の構成は各部長を会長とした課長級職員とし、４回程度開催することを想定している。会議への出席・説明等については、特に必要となる場合に限ることとし、別途協議により定めることとする。

※　横断的専門部会の構成は課長級職員とし、２回程度開催することを想定している。会議への出席・説明等については、特に必要となる場合に限ることとし、別途協議により定めることとする。

⑼　現行計画の評価・分析及び課題の整理

現行計画の検証・分析及び課題の整理を支援する。

ア　基本構想の修正の要否の検討、必要な場合には修正及び編集

イ　現行計画の評価・検証のための手法の提案

ウ　現行計画の評価・検証のための調書の提案

エ　現行計画の評価・検証のためのヒアリングの実施

オ　現行計画の評価・検証結果の集計及び分析

カ　現行計画の検証結果報告書案の作成

⑽　第３次総合振興計画の基本構想（案）の作成及び第３次総合振興計画前期基本計画（素案）の作成

社会情勢を踏まえた課題等を踏まえ、本市の将来都市像（案）のほか、各種計画を反映した基本構想（案）を作成する。また、前期基本計画（案）を取りまとめ、第３次総合振興計画前期基本計画（素案）を作成する。

ア　基本構想（案）の作成

イ　前期基本計画（案）の取りまとめ及び編集

ウ　第３次総合振興計画前期基本計画（素案）の編集

⑾　現行の人口ビジョンの推計値の検証及び見直し、人口変動要因の分析並びに基本構想内への反映

熊谷市人口ビジョンの推計値と実績値の乖離等の分析・検証をした上で、最新の人口データに基づき、将来人口推計の見直しを行う。また、基礎調査結果等を踏まえ、本市の人口変動要因やその改善のための課題を分析し、本市が目指す人口水準、地域社会像等の将来展望を提案するとともに、当該提案内容を図やグラフ等を活用しながら、基本構想内に盛り込む。

⑿　過去の市民アンケート結果の検証を踏まえたまちづくりに関する市民の評価及び意向の分析

本市が毎年実施している市民アンケート結果を踏まえ、市民の市政への評価及びまちづくりに関する意向を分析し、本市が目指す将来像を提案するとともに、当該提案内容を図やグラフ等を活用しながら、基本構想内に盛り込む。

⒀　ウェルビーイング、ＳＤＧｓ、自治体ＤＸ、ゼロカーボンシティ等の考え方の反映支援

次期総合振興計画の策定においては、ウェルビーイング（市民幸福度）、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）、自治体ＤＸ、ゼロカーボンシティ等の視点に配慮することとし、次期総合振興計画にそれらの考え方を盛り込むとともに、本市が今後取り組む施策等との関連性を整理する。特に、ウェルビーイング（市民幸福度）に関しては、本計画の推進と市民のウェルビーイング向上を一体的に進めていくことができる内容として提案を行うこと。

⒁　デザイン・レイアウトを含めた計画案の作成支援

次期総合振興計画本編並びにその概要版について、文章等の校正を支援するとともに、読み手の読み易さや見易さに十分留意し、適宜図表やイラスト、写真等を用いたデザイン及びレイアウトを提案する。

⒂　第３次総合振興計画・計画書の印刷及び概要版の印刷

第３次総合振興計画の計画書本編及び概要版を印刷する。

ア　納期　令和１０年３月３１日まで

イ　納品物及び数量

（ア）第３次総合振興計画　計画書：１００部及び電子媒体（修正可能な電子データ及びＰＤＦデータ、電子記録媒体に保存）一式

（イ）第３次総合振興計画　概要版：１００部及び電子媒体（修正可能な電子データ及びＰＤＦデータ、電子記録媒体に保存）一式

（ウ）その他各種調査、集計、分析結果の原稿及びその他関連資料（人口推計ツール含む。）一式

⒃　第３次総合振興計画の効果的な周知方法に関する提案及び当該提案に基づく具体的手法に基づく成果物の作成

策定した第３次総合振興計画について、市民がその概要を容易に理解できる方法についての提案を行うとともに、当該提案に係る具体的手法に基づく成果物の作成を行う。現時点では、概要版の要約動画の作成を想定しているが、市民の本計画の理解の促進に資するものであれば、これ以外の提案及び成果物の作成を妨げるものではない。

⒄　その他

ア　市長インタビューの実施

次期計画の策定に当たり、市長の思いや考え方、将来的なビジョン、まちづくりの方向性、重点事業等を計画に反映させるため、ヒアリング形式による市長へのインタビューを行い、報告書案を作成する。

・ 市長インタビューの実施（インタビュアーの配置を含む。）

・ 市長インタビュー実施報告書案の作成

イ　その他の提案等に係る取扱い

その他、次期総合振興計画の策定を円滑かつ効率的に進めるために必要な業務等について、発注者からの提案等を参考に積極的に取り入れる

こととする。

ウ　調査データ等の機密保持

（ア）本調査により得られたデータ等の全てについて、本調査の目的以外に使用、流用等をしてはならない。

（イ）本調査により得られたデータ等の使用、保存、処分には、調査内容の機密が保持されるよう細心の注意をもってあたらなければならない。

（ウ）市による検査確認に合格した旨の通知を受けた時点をもって、直ちに全てのデータをはじめとする調査書類等を破棄･処分するものとし、一切の記録を残してはならない。破棄・処分の際は、調査内容の機密が保持されるよう細心の注意をもって当たらなければならない。

（エ）本業務の成果品（当該成果品に係る基礎調査、アンケート結果等の集計表、分析表等を含む。）に関する所有権及び著作権等一切の権利は、熊谷市に帰属するものとする。

（オ）この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

（カ）市は、本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、再調査の実施を命じ、又は契約の解除等をなすことができるものとする。